

# 認可外保育施設感染症対策保育料助成事業のお知らせ

八重瀬町では、新型コロナウイルス感染症対策として、家庭保育が可能な場合は認可外保育施設の利用を控えるよう要請等したことから、町から利用者に対し、家庭保育へ協力いただいた日数(以下「対象日数」という。)分の保育料を助成いたします。

## 1 対象者

町の要請等の期間において、次の条件を満たす者。

町内在住で、令和4年4月1日時点の年齢が0歳から5歳の認可外保育施設(企業主導型保育施設を除く)を利用している子どもの保護者(施設等利用給付認定を受けた者は除く)

## 2 対象期間

令和4年4月1日以降、陽性や濃厚接触等に指定され、登園自粛をした期間。ただし、各施設で独自に閉園していた期間は除く。

## 3 提出書類

- ・登園日数証明書(利用施設からの発行書類)  
\*様式は町HPへ掲載しています。
- ・認可外保育施設感染症対策保育料助成金交付申請書兼請求書  
\*様式は町HPへ掲載しています。
- ・振込先口座確認書類(通帳又はキャッシュカード等のいずれかの写し。)

## 4 請求受付期間

受付期間:令和4年6月1日(水)～令和5年3月31日(金)まで  
\*平日8:30～17:15の間。(12:00～13:00を除く)

提出先:八重瀬町役場 児童家庭課

## 5 助成額の計算方法

町が助成する金額の計算方法は下記のとおりとなります。

〈計算式〉月額保育料×対象日数/開所日数=A

Aと助成上限額(0歳～2歳は42,000円、3歳～5歳は37,000円)を比べて、どちらか低い金額を助成。

例:2歳で保育料40,000円だった場合、、、

4月の開所日数 25日 対象日数 20日

計算 40,000円×20日/25日=32,000円(10円未満切り捨てします。)

42,000円≧32,000円なので、32,000円が助成されます。

## 6 支払い方法は、償還払いとなります。

### ○支払い手続きの流れ



問い合わせ先:八重瀬町役場 児童家庭課 TEL(098)998-7163